

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

平成30年11月9日（月）

開会 13時30分

閉会 14時22分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、原田佳子委員

欠席委員 黒田美和委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 梅村和弘

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 森下宏也、

次長（研修担当） 山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 小西広晃、班長 天野長志、

主査 澤村浩幸

学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

生徒指導課 課長 山口香、課長補佐兼班長 秦弘人、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

保健体育課 課長 野垣内靖、班長 藪中一浩、主査 貞光祐子

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第27号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する
規則の一部を改正する規則案

原案可決

議案第28号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）
について

原案可決

議案第29号 損害賠償の額の決定及び和解について

原案可決

報告題件名

報告 1 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

報告 2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告 3 平成30年度三重県学校保健功労者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

委員5名のうち4名の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第28号及び議案第29号は県議会提出前であるため、報告2及び報告3は公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第27号を審査し、報告1の報告を受けた後、非公開の議案第28号及び議案第29号を審議し、非公開の報告2及び報告3の報告を受ける順番とすることを決定する

・審議事項

議案第27号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（藤森教育財務課長説明）

議案第27号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年11月9日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

規則改正の内容の説明に先立ちまして、まず、本奨学金の制度概要について、簡単にご説明させていただきます。まず、4ページをお開きください。三重県高等学校等修学奨学金制度の「1 制度主旨」につきまして、本奨学金は、勉学意欲がありながら経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒に対して、無利子で奨学金を貸与するものです。

「2 事業概要」(1)(2)には、それぞれ対象者、貸与額を記載しております。

(3)採用方法をご覧ください。採用方法には、高等学校等の在學生を対象にした通常採用と緊急採用、それと中学校3年生を対象にした予約採用がございます。予約採

用は、高等学校等の入学前に採用を内定し、高等学校等への入学により正式に採用するもので、資金面において進学先の選択肢を広げるとともに、安心して入学準備を行っていただけるようにしようというものでございます。

続いて、規則改正案についてご説明をさせていただきます。お戻りいただきまして1ページをご覧ください。三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案を記載しておりますが、詳細につきましては、2ページの規則案要綱でご説明させていただきます。

「1 改正内容」でございますが、予約採用を受けることができる者の中に、特別支援学校中学部の3年生を加えるための改正を行おうとするものでございます。

具体的な改正案について、3ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の2では、採用の予約の対象者を規定しているところですが、中学校の第3学年に含まれる項目の中に、特別支援学校の中学部第3学年を新たに加えます。また、第4条第1項第1号では、申請書に添付する書類を規定しておりますが、中学校に含まれる項目の中に、特別支援学校を新たに加えます。

2ページにお戻りいただきまして、「2 改正理由」でございます。高等学校又は高等専門学校に進学予定の特別支援学校中学部の生徒が、採用の予約の申請を行うことができるようにするため、改正を行うものでございます。

「3 施行期日」については、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第27号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

この改正前に、例えば特別支援学校から予約したい旨の申し出はあったのですか。

教育財務課長

今までは予約の申込はございませんでした。

岩崎委員

これによって、そういう道が開けたと言えるということでしょうか。

教育財務課長

昨年、津市立南効中学校あすなる分校が県立の特別支援学校に移行いたしましたので、高等学校へ進学予定のお子さんの予約採用の申込が初めてございました。それにつきましては、いったん、原籍校へ戻って入学をするという形でございましたので、原籍校へ戻ることを条件に予約採用をお受けさせていただいたという経緯がございます。

岩崎委員

ただ、今回は在籍のまま予約採用ができるようになったということですね。わかりました。

原田委員

通常採用と緊急採用の高等学校等の等に特別支援学校の高等部の子は含まれている

ということで判断したらよろしいのでしょうか。

教育財務課長

高等学校等の等は、特別支援学校ではなくて、高等専門学校がここに該当いたしません。

原田委員

特別支援学校の高等部の子が、特に例えば緊急採用みたいな現状が生じたときは、この対応はしてもらえないのですか。

教育財務課長

現在、この奨学金の対象に特別支援学校は入っておりません。また、予約採用は特別支援学校中学部の第3学年が入るわけですが、制度そのものの対象にはなっておりません。

この制度に特別支援学校が入っていないというのは、特別支援学校へ通うお子さんのご家庭には、就学奨励費という福祉の制度がございまして、三重県では、その制度があることによって勉学のための資金がそこで手当されているという判断で、対象にはしてございません。

それと、仮に非常にお金が必要となったというご家庭がいらっしゃる場合は、また別の福祉の貸付金を社会福祉協議会でお借りできる制度がございまして、そちらをご案内させていただくということで、今後、対応していきたいと考えているところでございます。

教育長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成30年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について（公開）

（山口生徒指導課長説明）

報告1 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成30年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年11月9日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

それでは、お手元の資料に従いまして、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び平成30年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果について、報告をさせていただきます。本資料につきましては、児童生徒の暴力行為、い

じめ、不登校についての文部科学省調査と、いじめに係る三重県教育委員会調査の結果をまとめてございます。文部科学省調査の結果を私から、三重県調査の結果を小林対策監から報告させていただきます。

まず、平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」については、先日、10月25日の国の結果公表に合わせまして、資料提供をさせていただいたところでございます。

このたび、改めて調査結果の主な特徴につきまして、説明を申し上げます。まず、1ページの暴力行為でございます。暴力行為の1,000人当たりの発生件数につきましては、全国では小学校で増加し、中学校で減少、高等学校で横ばいとなっておりますが、本県においては、全ての校種で減少いたしました。全国と比較いたしますと、小中学校で下回り、高等学校では上回っております。特徴としては、小中学校では衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく、暴力行為におよぶ割合が増加しており、小学校では複数回暴力行為におよぶ児童が増加しております。

次に、2ページのいじめについてでございます。1,000人当たりのいじめの認知件数は、全国では、全ての校種で増加しておりますが、本県では、小中学校、高等学校で減少しております。全国と比較して、全ての校種で認知件数が下回っております。この結果については、大変危機感を持っているところでございまして、市町、各学校に対して、一層の積極的ないじめの認知について求めているところでございます。

また、解消率につきましては、85.8%と減少しておりますが、平成29年3月に改定されました国の基本方針で、いじめの解消要件が、「少なくとも3か月間はいじめがやんでいる状態が継続していること」というふうに変更をされましたために、1月から3月に認知をしたいじめについては、年度内の解消を確認できないことによるものです。6月末での解消状況を県独自に調査いたしましたところ、94.9%が解消をしておりました。

続いて、3ページ、不登校についてでございます。1,000人当たりの不登校児童生徒数につきましては、全国では全ての校種で増加をしております。本県では小中学校において増加し、高等学校で減少しております。

主な要因といたしましては、全ての校種で生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっております。また、中学校では、友人関係をめぐる問題や学業の不振が大きな要因となり、1年生で急増し、3年生で最多となる傾向がございます。

4ページ、高等学校の中途退学についてでございます。中途退学率につきましては、全国では全日制で前年度と同数、定時制と通信制で前年度を下回っております。本県の中途退学率は、全国と比較いたしますと、全日制・定時制で下回り、通信制で上回っています。主な要因といたしましては、学校生活・学業不適應や進路変更によることとでございます。

(小林子ども安全対策監説明)

それでは、私のほうから説明させていただきます。4ページの中段以降の「Ⅱ」になります。「1 調査の趣旨」ですが、この調査につきましては、当該年度の上半期、4月から9月におけるいじめの認知件数と、いじめの問題に関する学校や市町教育委員会の取組状況を把握して、下半期に向けて学校等のいじめ防止の取組が一層適切に

推進されるよう、平成25年度以降、継続して実施しているものでございます。

5ページをご覧ください。「2 調査の概要」ですが、(1) いじめの認知件数については、今年度の上半期2, 100件でございます。昨年度に比較して430件増加しています。態様別では、認知件数の約60%が「冷やかしやからかい、悪口等」となっております。また、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる件数が高等学校において増加しております。

(2) 学校の取組状況です。全ての校種でいじめの認知について、教職員間で共通理解が図られています。いじめの防止等の重要性について、保護者への啓発については、ほとんどの学校で行われている状況です。全ての校種で保護者、地域住民に対していじめの防止等の取組について理解と協力を得るよう努めています。

(3) 市町教育委員会の取組状況です。いじめの問題に関する教員研修を20市町が実施しているところです。それから、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動については、24の市町が行っている状況です。

(山口生徒指導課長説明)

最後に、今後の対応についてでございます。今後の対応方針といたしましては、暴力行為については、生徒指導特別指導員やスクールカウンセラーを活用し、適切かつ迅速に対応してまいります。また、未然防止や再発防止のためにスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉の関係機関等と連携して対応いたします。さらに、良好な人間関係を築く力を身につけるための取組を進めてまいります。

いじめにつきましては、本年度4月に施行いたしました「三重県いじめ防止条例」の趣旨を踏まえまして、各学校に対し、児童生徒の主体的な取組を一層推進するとともに、いじめについては、どの子ども、どの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめを正確かつ積極的に認知し、いじめを受けている児童生徒への組織的な支援を継続するよう、取り組んでまいります。また、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、指導主事の派遣に加え、弁護士、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等による重点的な支援を行ってまいります。

不登校につきましては、新たな不登校を生まない取組といたしまして、小中学校が連携しながら、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組んでまいります。さらに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカーを活用して、教育支援センター等と連携した支援を行ってまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

森脇委員

いじめの認知件数について質問させていただきます。森田氏の講演の中に、認知件数の増加というのは、子どもにとってはかえって幸せなことではないかという話があって、そういう観点で言うと、28年に比べると29年はかなり認知件数が少なくな

っていますね。これをどう見ているのかということと、5ページの一番上の表はどう見たらいいのかという質問です。30年はかなり上がっていて、これは4月から9月末と書いてあるので、29年のその隣の欄を見ると、1, 137と書いてあって、これも4月から9月までということなんでしょうか。なので、年間の件数は、この2ページの一番上ということで理解していいのでしょうか。

そうすると、30年は再び認知件数が大幅に増加しているようですが、何か29年全体としては認知件数が少なくなって、30年がまた多くなったのは何か対策を講じた成果、あるいは効果と解釈していいのかということをお伺いしたいです。

子ども安全対策監

29年度の認知件数が減ったということは、非常に危機感を持っております。森田先生のお話にもあったように、積極的に認知をして、早期発見、早期解決、早期対応というところが、いじめ問題の重要なポイントであると考えておりますので、そういう意味では、前年度に比べて29年度減ったということが、29年上半期の調査時点でわかりましたので、平成29年度の下半期に、生徒指導担当者会議とか、教職員を対象とした研修会の中で、いじめの積極的かつ正確な認知ということを改めて周知をしていったというようなどころがあります。

それと、4月にいじめ防止条例ができ、学校現場で意識がある程度高まってきているという状況はあるかと考えております。そういったところから、本年度の認知件数は増加に向かっていると言えるかと考えております。

森脇委員

29年に下がったというのは、何か原因があるのでしょうか。

子ども安全対策監

その原因については、断定的に言うことができないかと思っております。下がったことについての危機感は持っていますが、要因としてははっきりわかりません。積極的に認知をしていくというスタンスのもと、学校現場に投げかけを行っていったところもありますので、今後も増えたり減ったりするかもわかりませんが、認知については、積極的に行うということを学校現場に周知徹底していきたいと思っております。

原田委員

今後の対応の部分の暴力行為、いじめ、不登校の全てのところでスクールカウンセラーという文言が出てきて、今の学校現場では、スクールカウンセラーの存在が必要不可欠だと思うんですが、まだまだ整備が足りないというのが私の実感です。いつでも誰でも、さらに気軽にみたいな雰囲気づくりが、スクールカウンセラーの時間帯であったり、曜日であったり、相談する場所の雰囲気とか、子どもたちが入りやすい雰囲気ではなかったりとか、そういったところから見受けられるように感じるのですが、もう少し具体的な目標として、来年度こうしたいとかの案は、何かお考えいただいているところはありますか。

生徒指導課長

スクールカウンセラーにつきましては、小中学校についても、中学校区への全校配置としております。ただ、全中学校区をカバーできたとはいうものの、もっと時間がほしいということは、いつも市町のほうからはリクエストはいただいております。先

ほど、おっしゃっていただいたように、時間についても、基本、学校の子どものいる時間以外の夜遅くであったり、土曜、日曜の対応はまだまだできていませんので、そのあたりについては、考えていく必要があると思っています。

それから、場所については、スクールカウンセラーがそれぞれの学校で相談室も設けていただいています。例えば相談室にいただけではなくて、職員室にも机を設けていただいて、相談のないときは職員室に行って、職員室に来る子どもの様子を見るか、あるいは、カウンセラーによっては、休み時間や授業の様子を校内を巡回しながら見て、子どもの様子をつかんで、気がついたことを先生方にお伝えするというようなこともしています。

ですので、中にはスクールカウンセラー便りというのをつくって、子どもさんたち、あるいは先生方に示していたりもしていますので、日ごろの相談業務だけではなくて、かかわりの中でできるだけ子どもの近くにいるようにということは、研修会等でも伝えていくところです。

原田委員

今の件に関して、子どもがその場に相談に行くことは、非常に勇気のある子、団体生活を送っている校内にそれが設置されていることは、非常にいいことでもある反面、他者の目が気になって、スクールカウンセラーに相談に行くというのが、一つの勇気のある行動になってしまうところもあると思うので、問題を抱えていなくても来ていい場所みたいな雰囲気づくりを、スクールカウンセラーと先生方と学校と全体で取り組んでいかないと、より有効なものになりにくいかなと思いますので、そういった雰囲気づくりみたいなものもご検討いただけたらと思います。

岩崎委員

伊勢新聞さんが何かデータが違うじゃないかみたいな言い方をしましたよね。あれって、どれとどれを比較したわけですか。県調査の平成29年と文科省調査の平成29年のいじめを比較したんですか。そこを教えてくださいなのですが。

生徒指導課長

お書きいただいていたのは、平成29年度の文部科学省調査の数値と、平成30年度上半期の県調査の数値を、こんなに減っているのに、何日か後に、またそれを上回る数字が出てくるのはどうしてかなというのを。

岩崎委員

調査時点が違いますからね。それでいいんですか。

副教育長

文科省は全国状況で公表しますので、今、申し上げましたように、平成29年度を28年度と比べた数値と、30年度の上半期が相当前年度から増えていると。その要因分析とか、今後の対応というコメントも含めた記事が掲載されたということです。

岩崎委員

わかりました。

それから、1点気になるのが、通信の中退者数がすごく上がりましたが、これは何か考えられる要因というのはあるのでしょうか。

生徒指導課長

一つは、通信高校の生徒は学校に入学されて授業の登録をされるんですが、例えばスクーリングとかにおみえにならないとか、提出物などをお出しにならない状況が一定、長く続いている生徒さんもいらっしゃいます。学校でお声もかけていただいて、今年はどうですかとか、次のスクーリングは来れそうかというのは聞いていただくのですが、そうやって聞いていただくと、実は就職が決まって働いていますので、学校はもうやめますというようなお答えをいただくことが多いと聞いております。

岩崎委員

そういうこともあってということなんでしょうが、ただ、28年と29年を比べると、かなり上がっているの、そういう声掛けを徹底した結果とか、そういうのは。生徒指導課長

前年はしなかったかどうかということまではわかりません。

岩崎委員

これからの動向を見ると、これはまずいかという感じもしました。

教育長

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第28号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）について（非公開）

藤森教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第29号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）

池田学校経理・施設課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告3 平成30年度三重県学校保健功労者表彰について（非公開）

野垣内保健体育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。